

大 個 審 第 4 号
(答 申 第 4 5 号)
平成 1 5 年 7 月 1 6 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 5 年 7 月 1 5 日付け児家第 1 4 4 6 号で諮問のありました大阪府庁舎の総合建物管理業務委託事業に係る大阪府個人情報保護条例（平成 8 年大阪府条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条第 4 項に規定する個人情報の収集に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

しかしながら、条例第 7 条第 3 項第 6 号に規定する個人情報の本人以外からの収集については、審議の結果、本件において収集する個人情報がセンシティブ情報であり、本件事業においては本人の同意を得ることが適当であると考えられることから、例外事項として取り扱うことは適当ではありません。

なお、今後、総合評価入札制度において、実施機関が、本件事業における個人情報の収集と同じ目的で、本件事業と同趣旨の個人情報を収集する必要がある場合は、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、大阪府個人情報保護条例第 7 条第 4 項に規定する個人情報の収集に対する例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないと認めます。

記

- 1 本件収集に当たっては、収集する情報を本件事業において必要な範囲内のものとし、本件事業に不必要な情報については収集を行わないようにすること。
- 2 本件収集に際しては、収集の目的、収集する情報を本人に説明した上で、本人の同意を得ること。
- 3 本件事業において実施機関が収集した個人情報については、実施機関において厳重に管理し、保存期間経過後は、速やかに、かつ確実に廃棄すること。